

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、事後審査型制限付一般競争入札の実施について必要な事項を次のとおり公告する。

安房郡市広域市町村圏事務組合
理 事 長 森 正 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 鴨川消防署少量危険物庫建設工事
- (2) 工事場所 千葉県鴨川市横渚1393 鴨川消防署
- (3) 工事期限 令和7年1月31日
- (4) 工事種別 建設工事一式
- (5) 工事概要 鴨川消防署少量危険物庫建設に伴う工事一式
 - ①基礎工事一式
 - ②電気設備工事一式
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札
- (8) その他
 - ①入札保証金 免除
 - ②契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）
（ただし、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則第138条第3項の規定に該当する場合は、免除する場合がある。）
 - ③前 払 金 有（契約金額の10分の4以内）
 - ④中間前払金 なし
 - ⑤部分払金 なし

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6年度において本組合を構成する、館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町（以下「構成市町」という。）のうちの1団体以上に入札参加資格を有する登録を受けた者で、本組合の構成市町に本社又は本店のある者。
- (2) 千葉県または構成市町における建築一式工事の格付けがBランクとして登録されていること。
- (3) 経営事項審査結果の有効期限が切れていない者。
- (4) 本件公告の日から当該入札の日までの間において、国及び地方公共団体等か

ら指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (6) 過去10年間において、国（公社・公団を含む）及び地方公共団体等が発注した建築一式工事の元請としての施行実績を有していること。
- (7) 主任技術者等（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）を配置できること。ただし、主任技術者等は、入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者で、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者でなければならない。
- (8) 構成市町、千葉県及び国に税の滞納がないこと。

3 入札参加申請

本入札に参加を希望する者は、事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出すること。なお、様式については、安房郡市広域市町村圏事務組合ホームページ（以下「組合HP」という。）からダウンロードして使用するものとする。

組合HPアドレス（<http://www.awakouiki.jp>）

- (1) 提出期限 令和6年6月19日（水）午後5時まで（土・日曜日、祝祭日を除く）
- (2) 提出方法 参加申請書に必要事項を記入し、**押印後のもの**を持参若しくはファクシミリにて提出すること。なお、ファクシミリにて提出した者は、入札当日に原本を提出すること。
- (3) 提出先 館山市北条686番地1
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課
電話 0470 (22) 2902 FAX 0470 (22) 6562

4 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和6年6月28日（金）午前10時00分
- (2) 入札場所 館山市北条686番地1
安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎 2階 指揮本部室

5 設計図書等に関する質問

設計図書等の内容に疑義があるときは、書面（様式は任意）によることとし、電話、来庁等口頭による質問は受け付けない。なお、書面はファクシミリ（送信後に電話により受信について確認すること。）により提出するものに限る。

*質問がない場合の連絡は必要としない。

- (1) 提出期限 令和6年6月17日(月)正午まで
- (2) 提出先 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課
電話 0470 (22) 2902 FAX 0470 (22) 6562
- (3) 回答 令和6年6月24日(月)午後5時までにファクシミリにて行う。

6 現場説明会 実施予定なし

7 参加申請書・入札書・委任状・誓約書等の様式について
組合HPに掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。

*組合HPアドレス (<http://www.awakouiki.jp>)

8 入札に関する注意事項

(1) 入札方法 入札書は、本人又は代理人の持参とする。代理人の場合は、必ず委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 工事費内訳書

第1回入札時に提出するものとする。なお、同日に行われる再度入札(2回目以降の入札)については、工事費内訳書の提出を求めないものとする。

(3) 入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 無効入札

ア 入札に参加する資格のない者の行った入札

イ 入札に関する条件に違反した入札

ウ 工事費内訳書の提出が必要な入札において、工事費内訳書の提出がない入札又は工事費内訳書に重大かつ明白な不備のある入札

エ その他別添入札約款第2条による

(6) その他

ア 入札参加者が無い場合を除き、入札は執行するものとする。

イ 公正なる入札を行うことの誓約書を提出すること。

ウ 予定価格に達した価格の入札がないときは、その場で直ちに再度入札を行うものとする。再度入札の結果、予定価格に達した価格の入札がない場合は、最低価格入札者と協議するか又は再度公告による入札を行うことがある。

エ 参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された参加申請書等は返還しないが、提出者に無断で使用しな

い。

カ その他入札に関しては別添入札約款による。

9 最低価格入札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を最低価格入札者（以下「落札候補者」という。）とする。

10 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

最低価格入札者が2人以上のときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

11 入札参加資格確認について

落札候補者は、開札日の翌日までに、入札参加資格を満たしていることを証する書類を持参し、提出すること。

なお、入札参加資格の確認は、落札候補者から順に行い、当該資格を満たすことが確認できた場合は、落札者として決定する。（落札候補者については、入札終了後に入札参加資格の審査を行うため、関係する書類の提出を求める。資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格における不備が生じた場合は、予定価格内の範囲内で、入札価格の低い順から資格審査を行い、資格を満たす入札者を落札者とする。）

(1) 申請様式等は、組合HPに掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。*組合HPアドレス (<http://www.awakouiki.jp>)

(2) 提出期限 令和6年7月1日(月) 午後5時まで

(3) 提出書類 ①事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

②構成市町に提出した入札参加資格審査申請時の使用印鑑届兼委任状の写し

※令和6年度において有効なもので、構成市町の受付印のあるものに限る。

③受託業務実績調書(様式2)

※「2 入札参加資格(6)」に示す実績を記載し、契約書の表紙の写し及び受託内容の確認できる書類を添付すること。

④配置予定主任技術者の調書(様式3)

※資格等の取得を確認できる書類を添付すること。

⑤配置予定主任技術者の経歴書(様式4)

※現雇用主の証明を受けて添付すること。

(4) 提出場所 館山市北条686番地1

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課

電話 0470(22)2902(直通)

(5) 提出方法 持参のみ

(6) 提出部数 1部

12 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和6年7月5日（金）までに落札候補者に対し、ファクシミリにて通知する。

なお、入札参加資格審査の結果、参加資格要件を満たしていないと認められた者については、その理由について書面により説明を求めることができるものとし、その提出期限は、通知をした日の翌日から起算して7日以内とする。また、理由は説明を求められた日から7日以内に回答する。

13 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、本組合財務規則を適用する。

(2) 問い合わせ先は次のとおりとする。

<契約手続き関連>

安房郡市広域市町村圏事務組合庶務係

電話 0470-22-5633（直通）

所在 〒294-0036 千葉県館山市館山1564-1

<仕様書関連>

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課

電話 0470-22-2902（直通）

所在 〒294-0045 千葉県館山市北条686番地1